

議案第 20 号

北九州市立図書館協議会委員の任命について
北九州市立図書館協議会の委員を次のとおり任命する。

令和 8 年 8 月 6 日 提出

北九州市教育委員会
教育長 太 田 清 治

提案理由 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、任命している委員のうち 2 名の辞任に伴い、新たに委員を任命する必要があるので、この案を提出する。

図書館協議会について

1 図書館協議会とは（図書館法第14条第2項）

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関。

2 設置年月日

昭和39年8月20日

3 委員構成

（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条第2項及び第3項）

- 定数 30人以内（現在の委員数は、15名）
- 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の任期

（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条第4項、第5項）

委員の任期は、2年とするが、再任は妨げない。また、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催内容

- 毎年2～4回
- 図書館の事業計画及び事業実績等について、委員各々の専門的な見地からの意見を聴取する。

北九州市立図書館協議会委員

【任命する委員】

氏 名	役 職 名
とみむら けいいちろう 富村 圭一朗	(一社) 北九州市私立幼稚園連盟副会長

氏 名	役 職 名
なかむら あき 中村 有希	(一社) 北九州市 P T A 協議会理事

(任期) 令和8年8月7日から令和8年11月30日まで

※ 前委員の残任期間

【参考（前委員）】

氏 名	役 職 名
ありた ゆうこ 有田 裕子	(一社) 北九州市私立幼稚園連盟理事

ふくだ ゆりか 福田 百合加	(一社) 北九州市 P T A 協議会相談役

(解任年月日) 令和8年8月6日

(案)

北九州市立図書館協議会委員名簿

区分	氏 名	所属団体役職名	備 考
学校教育関係者	うえみつ よしこ	北九州市学校図書館協議会会長 吉田小学校校長	
	上満 佳子		
	かみむら きょうこ	北九州市学校図書館協議会副会長 東郷中学校校長	
	神村 恭子		
	なかしま かずお	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長 福岡県立小倉高等学校校長	
	中島 一生		
	とみむら けいいちろう	(一社) 北九州市私立幼稚園連盟副会長	任命 (新任)
家庭教育の向上に資する活動を行う者	なかむら あき	(一社) 北九州市PTA協議会 理事	任命 (新任)
	中村 有希		
	いがら まさひろ	(一社) 北九州市保育所連盟副会長	
	伊賀良 昌宏		
	さわの あゆみ	公募委員	
	澤野 亜由美		
	おだむら ふくたろう	公募委員	
社会教育関係者	尾田村 福太郎		
	おおこうち てつこ	北九州市社会教育委員	
	大河内 哲子		
	かきうち よしこ	北九州市婦人団体協議会理事	
	柿内 よし子		
	もり きよこ	北九州市障害福祉団体連絡協議会事務局長	
	森 聖子		
学識経験者	やぎ まなえ	北九州児童文化連盟理事	
	八木 真恵		
	あさば のぶたけ	北九州市立大学図書館長	
	浅羽 修丈		
	やまぐち あきよし	九州国際大学図書館長	
	山口 秋義		
	きたじま ともみ	中小企業診断士 前 (公財) 北九州産業学術推進機構 中小企業支援マネージャー	
	北嶋 知美		

任 期 令和6年12月1日から (改選の場合、改選の日から)

令和8年11月30日まで (2026年11月30日まで)

*女性の参画率 9人/15人 60.0%

北九州市立図書館協議会委員名簿（旧）

区分	氏 名	所属団体役職名	備 考
学校教育関係者	うえみつ よしこ	北九州市学校図書館協議会会長 松ヶ江北小学校校長	
	上満 佳子		
	かみむら きょうこ	北九州市学校図書館協議会副会長 東郷中学校校長	
	神村 恭子		
	なかしま かずお	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長 福岡県立小倉高等学校校長	
	中島 一生		
	ありた ゆうこ	(一社) 北九州市私立幼稚園連盟理事	辞任
家庭教育の向上に資する活動を行う者	有田 裕子		
	ふくだ ゆりか	(一社) 北九州市PTA協議会相談役	辞任
	福田 百合加		
	いがら まさひろ	(一社) 北九州市保育所連盟副会長	
	伊賀良 昌宏		
	さわの あゆみ	公募委員	
	澤野 亜由美		
社会教育関係者	おだむら ふくたろう	公募委員	
	尾田村 福太郎		
	おおこうち てつこ	北九州市社会教育委員	
	大河内 哲子		
	かきうち よしこ	北九州市婦人団体協議会理事	
	柿内 よし子		
	もり きよこ	北九州市障害福祉団体連絡協議会事務局長	
学識経験者	森 聖子		
	やぎ まなえ	北九州児童文化連盟理事	
	八木 真恵		
	あさば のぶたけ	北九州市立大学図書館長	
	浅羽 修丈		
	やまぐち あきよし	九州国際大学図書館長	
	山口 秋義		
	きたじま ともみ	中小企業診断士 前（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援マネージャー	
	北嶋 知美		

任 期 令和6年12月1日から（改選の場合、改選の日から）

令和8年11月30日まで（2026年11月30日まで）

*女性の参画率 10人/15人 66.7%

○ 図書館法（抄）

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抄）

（図書館協議会等）

第 8 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ 30 人以内、20 人以内及び 20 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○ 北九州市立図書館規則（抄）

（図書館協議会）

第 17 条 北九州市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。